

交付図書の訂正について

平成26年1月30日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄

平成25年12月25日付けで入札公告を行いました「道央自動車道 旭川管内舗装補修工事」に係わる交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、別添のとおり訂正します。

【訂正内容】

- ・ 交付図書（特記仕様書及び設計図）
別添「正誤表」をご覧ください。

工事名) 道央自動車道 旭川管内舗装補修工事

対 象	誤	正																																																						
<p>特記仕様書 (13頁)</p>	<p>理を行うものとする。</p> <p>1 5-3 環境保全に関する費用 環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書 1 5-1 に定める観測、対策工等に定める特別な対策等に要する費用以外は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>1 6. 再生資源及び指定副産物の活用 1 6-1 建設副産物の活用等 (1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="347 603 1012 944"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アスファルトコンクリート塊 (切削材)</td> <td>奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 深川 JCT～深川西 IC 間</td> <td>約 8,000 t</td> <td>深川市 切削廃材行政 運搬先 (無償)</td> </tr> <tr> <td>砂川ハイツェイアス</td> <td>約 20,000 t</td> <td>再資源化施設 へ搬出 (有償)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 砂川ハイツェイアス</td> <td>約 80 t</td> <td>再資源化施設 へ搬出 (有償)</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>砂川ハイツェイアス</td> <td>約 0.1 t</td> <td>再資源化施設 へ搬出(スクラ ップ処理)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設副産物を搬出する場合は、次によるものとする。 1) 搬出場所 再資源化施設 2) 受入条件 各処理施設の受入条件による</p> <p>(3) 建設副産物を本特記仕様書 5-1 番号 2 に搬出する場合は、次によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="383 1082 1077 1225"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生土砂</td> <td>第 2 土捨場</td> <td>砂川市北光</td> <td>受入時間 9 時～17 時 日曜不可 粒径 50 cm 以下 費用 330 円/m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 建設副産物のうち、スクラップ処理するとした建設副産物の処理に要する費用のうち売却額を除く費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、スクラップ処理を行った建設副産物の売却額については、建設副産物を処分する時期が決定した時点において監督員と受注者との協議し定めるものとする。</p>	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	アスファルトコンクリート塊 (切削材)	奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 深川 JCT～深川西 IC 間	約 8,000 t	深川市 切削廃材行政 運搬先 (無償)	砂川ハイツェイアス	約 20,000 t	再資源化施設 へ搬出 (有償)	コンクリート塊	奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 砂川ハイツェイアス	約 80 t	再資源化施設 へ搬出 (有償)	金属くず	砂川ハイツェイアス	約 0.1 t	再資源化施設 へ搬出(スクラ ップ処理)	建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件	発生土砂	第 2 土捨場	砂川市北光	受入時間 9 時～17 時 日曜不可 粒径 50 cm 以下 費用 330 円/m ³	<p>理を行うものとする。</p> <p>1 5-3 環境保全に関する費用 環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書 1 5-1 に定める観測、対策工等に定める特別な対策等に要する費用以外は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>1 6. 再生資源及び指定副産物の活用 1 6-1 建設副産物の活用等 (1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1249 561 2051 932"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アスファルトコンクリート塊 (切削材)</td> <td>奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 深川 JCT～深川西 IC 間</td> <td>約 8,000 t</td> <td>深川市 切削廃材行政 運搬先 (無償)</td> </tr> <tr> <td>砂川ハイツェイアス</td> <td>約 20,000 t</td> <td>再資源化施設 へ搬出 (有償)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 砂川ハイツェイアス</td> <td>約 80 t</td> <td>再資源化施設 へ搬出 (有償)</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>砂川ハイツェイアス</td> <td>約 0.1 t</td> <td>再資源化施設 へ搬出(スクラ ップ処理)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設副産物を搬出する場合は、次によるものとする。 1) 搬出場所 再資源化施設 2) 受入条件 各処理施設の受入条件による</p> <p>(3) 建設副産物を本特記仕様書 5-1 番号 1 に搬出する場合は、次によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1292 1082 2130 1236"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生土砂</td> <td>第 1 土捨場</td> <td>砂川市北光</td> <td>受入時間 9 時～17 時 日曜不可 粒径 50 cm 以下 費用 330 円/m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 建設副産物のうち、スクラップ処理するとした建設副産物の処理に要する費用のうち売却額を除く費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、スクラップ処理を行った建設副産物の売却額については、建設副産物を処分する時期が決定した時点において監督員と受注者との協議し定めるものとする。</p>	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	アスファルトコンクリート塊 (切削材)	奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 深川 JCT～深川西 IC 間	約 8,000 t	深川市 切削廃材行政 運搬先 (無償)	砂川ハイツェイアス	約 20,000 t	再資源化施設 へ搬出 (有償)	コンクリート塊	奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 砂川ハイツェイアス	約 80 t	再資源化施設 へ搬出 (有償)	金属くず	砂川ハイツェイアス	約 0.1 t	再資源化施設 へ搬出(スクラ ップ処理)	建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件	発生土砂	第 1 土捨場	砂川市北光	受入時間 9 時～17 時 日曜不可 粒径 50 cm 以下 費用 330 円/m ³
建設副産物	発生場所	数量	活用方法等																																																					
アスファルトコンクリート塊 (切削材)	奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 深川 JCT～深川西 IC 間	約 8,000 t	深川市 切削廃材行政 運搬先 (無償)																																																					
	砂川ハイツェイアス	約 20,000 t	再資源化施設 へ搬出 (有償)																																																					
コンクリート塊	奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 砂川ハイツェイアス	約 80 t	再資源化施設 へ搬出 (有償)																																																					
金属くず	砂川ハイツェイアス	約 0.1 t	再資源化施設 へ搬出(スクラ ップ処理)																																																					
建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件																																																					
発生土砂	第 2 土捨場	砂川市北光	受入時間 9 時～17 時 日曜不可 粒径 50 cm 以下 費用 330 円/m ³																																																					
建設副産物	発生場所	数量	活用方法等																																																					
アスファルトコンクリート塊 (切削材)	奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 深川 JCT～深川西 IC 間	約 8,000 t	深川市 切削廃材行政 運搬先 (無償)																																																					
	砂川ハイツェイアス	約 20,000 t	再資源化施設 へ搬出 (有償)																																																					
コンクリート塊	奈井江砂川 IC ～ 士別剣淵 IC 間 砂川ハイツェイアス	約 80 t	再資源化施設 へ搬出 (有償)																																																					
金属くず	砂川ハイツェイアス	約 0.1 t	再資源化施設 へ搬出(スクラ ップ処理)																																																					
建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件																																																					
発生土砂	第 1 土捨場	砂川市北光	受入時間 9 時～17 時 日曜不可 粒径 50 cm 以下 費用 330 円/m ³																																																					

正 誤 表

工事名) 道央自動車道 旭川管内舗装補修工事

対 象	誤	正																																																								
<p>特記仕様書 (24 頁)</p>	<p>20-8 路面標示工 20-8-1 支 払 共通仕様書第 16 章「交通管理施設工」16-4 路面標示工に下記を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="470 367 1030 534"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16- (7) 路面標示工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱型 A (N)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>加熱型 A (Y)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>加熱型 B (N)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>加熱型 B (Y)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>加熱型 C (Y)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9 橋梁保全工 20-9-1 伸縮装置取替 (1) 種別 共通仕様書 第 17 章「橋梁保全工」 17-3-2 伸縮装置の種別に下記項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="380 686 996 750"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>構造及び材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮装置取替 M2 (Y)</td> <td>伸縮装置取替 M2 を通行止めにて行うもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 数量の検測 伸縮装置取替 M2 (Y) の数量の検測は伸縮装置取替 M2 に準ずるものとする。</p> <p>(3) 支払 共通仕様書 17-3-6 に下記を追加する。 伸縮装置取替 M2 (Y) の支払いは伸縮装置取替 M2 に準ずるものとする。 単価表の項目に下記を追加するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 957 1030 1037"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17- (1) 伸縮装置取替 M2 (Y)</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9-2 床版防水工 (1) 定義 床版防水工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋梁既設床版への水の浸透防止を目的として防水層を設置することをいう。</p> <p>(2) 種別 床版防水工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="398 1220 1131 1364"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区 分 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床版防水工 A</td> <td>構造物施工管理要領 2-6-3 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて施工するもの。</td> </tr> <tr> <td>床版防水工 A (N)</td> <td>構造物施工管理要領 2-6-3 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて昼夜連続規制で施工するもの。(流し貼り型)</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	16- (7) 路面標示工		加熱型 A (N)	m	加熱型 A (Y)	m	加熱型 B (N)	m	加熱型 B (Y)	m	加熱型 C (Y)	m ²	単価表の項目	構造及び材料	伸縮装置取替 M2 (Y)	伸縮装置取替 M2 を通行止めにて行うもの。	単価表の項目	検測の単位	17- (1) 伸縮装置取替 M2 (Y)	m	単価表の項目	区 分 内 容	床版防水工 A	構造物施工管理要領 2-6-3 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて施工するもの。	床版防水工 A (N)	構造物施工管理要領 2-6-3 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて昼夜連続規制で施工するもの。(流し貼り型)	<p>20-8 路面標示工 20-8-1 支 払 共通仕様書第 16 章「交通管理施設工」16-4 路面標示工に下記を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="1411 383 1971 550"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16- (7) 路面標示工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱型 A (N)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>加熱型 A (Y)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>加熱型 B (N)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>加熱型 B (Y)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>加熱型 C (Y)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9 橋梁保全工 20-9-1 伸縮装置取替 (1) 種別 共通仕様書 第 17 章「橋梁保全工」 17-3-2 伸縮装置の種別に下記項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="1321 694 1937 758"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>構造及び材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮装置取替 M2 (Y)</td> <td>伸縮装置取替 M2 を通行止めにて行うもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 数量の検測 伸縮装置取替 M2 (Y) の数量の検測は伸縮装置取替 M2 に準ずるものとする。</p> <p>(3) 支払 共通仕様書 17-3-6 に下記を追加する。 伸縮装置取替 M2 (Y) の支払いは伸縮装置取替 M2 に準ずるものとする。 単価表の項目に下記を追加するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1411 965 1971 1045"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17- (1) 伸縮装置取替 M2 (Y)</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9-2 床版防水工 (1) 定義 床版防水工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋梁既設床版への水の浸透防止を目的として防水層を設置することをいう。</p> <p>(2) 種別 床版防水工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1339 1220 2072 1364"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区 分 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床版防水工 A</td> <td>構造物施工管理要領 3-15-5、3-15-6 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて施工するもの。</td> </tr> <tr> <td>床版防水工 A (N)</td> <td>構造物施工管理要領 3-15-5、3-15-6 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて昼夜連続規制で施工するもの。(流し貼り型)</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	16- (7) 路面標示工		加熱型 A (N)	m	加熱型 A (Y)	m	加熱型 B (N)	m	加熱型 B (Y)	m	加熱型 C (Y)	m ²	単価表の項目	構造及び材料	伸縮装置取替 M2 (Y)	伸縮装置取替 M2 を通行止めにて行うもの。	単価表の項目	検測の単位	17- (1) 伸縮装置取替 M2 (Y)	m	単価表の項目	区 分 内 容	床版防水工 A	構造物施工管理要領 3-15-5、3-15-6 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて施工するもの。	床版防水工 A (N)	構造物施工管理要領 3-15-5、3-15-6 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて昼夜連続規制で施工するもの。(流し貼り型)
単価表の項目	検測の単位																																																									
16- (7) 路面標示工																																																										
加熱型 A (N)	m																																																									
加熱型 A (Y)	m																																																									
加熱型 B (N)	m																																																									
加熱型 B (Y)	m																																																									
加熱型 C (Y)	m ²																																																									
単価表の項目	構造及び材料																																																									
伸縮装置取替 M2 (Y)	伸縮装置取替 M2 を通行止めにて行うもの。																																																									
単価表の項目	検測の単位																																																									
17- (1) 伸縮装置取替 M2 (Y)	m																																																									
単価表の項目	区 分 内 容																																																									
床版防水工 A	構造物施工管理要領 2-6-3 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて施工するもの。																																																									
床版防水工 A (N)	構造物施工管理要領 2-6-3 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて昼夜連続規制で施工するもの。(流し貼り型)																																																									
単価表の項目	検測の単位																																																									
16- (7) 路面標示工																																																										
加熱型 A (N)	m																																																									
加熱型 A (Y)	m																																																									
加熱型 B (N)	m																																																									
加熱型 B (Y)	m																																																									
加熱型 C (Y)	m ²																																																									
単価表の項目	構造及び材料																																																									
伸縮装置取替 M2 (Y)	伸縮装置取替 M2 を通行止めにて行うもの。																																																									
単価表の項目	検測の単位																																																									
17- (1) 伸縮装置取替 M2 (Y)	m																																																									
単価表の項目	区 分 内 容																																																									
床版防水工 A	構造物施工管理要領 3-15-5、3-15-6 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて施工するもの。																																																									
床版防水工 A (N)	構造物施工管理要領 3-15-5、3-15-6 (1) 3) の規定に適合する材料を用いて昼夜連続規制で施工するもの。(流し貼り型)																																																									

正 誤 表

工事名) 道央自動車道 旭川管内舗装補修工事

対 象	誤	正																																																												
<p>特記仕様書 (31頁)</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">適用する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=5cm)、(t=8cm)</td> <td>舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-1におけるタイプI</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート基層工 (t=4cm)、(t=6cm)</td> <td>舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「基層」</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工A</td> <td>配合設計マニュアル</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工B</td> <td>舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「表層」タイプC</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)材料及び基準 アスファルト舗装改良工に使用するアスファルト、骨材の粒度の種類は、下表に示すとおりとする。また、マーシャル試験の突固め回数は、各混合物とも両面50回とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">アスファルトの種類</th> <th style="text-align: center;">標準アスファルト量</th> <th style="text-align: center;">骨材配合最大粒径</th> <th style="text-align: center;">骨材の粒度の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工A</td> <td>ストレートアスファルト80~100</td> <td>6.3%</td> <td>13mm</td> <td>舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「表層C」</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工B</td> <td>改質アスファルト(寒冷地域Ⅰ・Ⅱ型用)</td> <td>5.6%</td> <td>13mm</td> <td>配合設計マニュアル</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート基層工</td> <td>ストレートアスファルト80~100</td> <td>5.8%</td> <td>20mm</td> <td>舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「基層」</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-10-4 プラント 共通仕様書 第13章「舗装工」13-8-6 プラントに準ずるものとする。</p> <p>20-10-5 試験舗装 試験舗装は行わないものとする。</p> <p>20-10-6 現場配合 共通仕様書 第13章「舗装工」13-8-8 現場配合に準ずるものとする。</p> <p>20-10-6 舗設 共通仕様書 第13章「舗装工」13-8-11 舗設に準ずるものとする。</p> <p>20-10-7 締固め 共通仕様書 第13章「舗装工」13-8-12 舗設に準ずるものとする。</p>	単価表の項目	適用する内容	加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=5cm)、(t=8cm)	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-1におけるタイプI	アスファルトコンクリート基層工 (t=4cm)、(t=6cm)	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「基層」	アスファルトコンクリート表層工A	配合設計マニュアル	アスファルトコンクリート表層工B	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「表層」タイプC	単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合最大粒径	骨材の粒度の種類	アスファルトコンクリート表層工A	ストレートアスファルト80~100	6.3%	13mm	舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「表層C」	アスファルトコンクリート表層工B	改質アスファルト(寒冷地域Ⅰ・Ⅱ型用)	5.6%	13mm	配合設計マニュアル	アスファルトコンクリート基層工	ストレートアスファルト80~100	5.8%	20mm	舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「基層」	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">適用する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=5cm)、(t=8cm)</td> <td>舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-1におけるタイプI</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート基層工 (t=4cm)、(t=6cm)</td> <td>舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「基層」</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工A</td> <td>配合設計マニュアル</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工B</td> <td>舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「表層」タイプC</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)材料及び基準 アスファルト舗装改良工に使用するアスファルト、骨材の粒度の種類は、下表に示すとおりとする。また、マーシャル試験の突固め回数は、各混合物とも両面50回とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">アスファルトの種類</th> <th style="text-align: center;">標準アスファルト量</th> <th style="text-align: center;">骨材配合最大粒径</th> <th style="text-align: center;">骨材の粒度の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工A</td> <td>改質アスファルト(寒冷地域Ⅰ・Ⅱ型用)</td> <td>5.6%</td> <td>13mm</td> <td>配合設計マニュアル</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工B</td> <td>ストレートアスファルト80~100</td> <td>6.3%</td> <td>13mm</td> <td>舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「表層C」</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート基層工</td> <td>ストレートアスファルト80~100</td> <td>5.8%</td> <td>20mm</td> <td>舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「基層」</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-10-4 プラント 共通仕様書 第13章「舗装工」13-8-6 プラントに準ずるものとする。</p> <p>20-10-5 試験舗装 試験舗装は行わないものとする。</p> <p>20-10-6 現場配合 共通仕様書 第13章「舗装工」13-8-8 現場配合に準ずるものとする。</p> <p>20-10-6 舗設 共通仕様書 第13章「舗装工」13-8-11 舗設に準ずるものとする。</p> <p>20-10-7 締固め 共通仕様書 第13章「舗装工」13-8-12 舗設に準ずるものとする。</p>	単価表の項目	適用する内容	加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=5cm)、(t=8cm)	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-1におけるタイプI	アスファルトコンクリート基層工 (t=4cm)、(t=6cm)	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「基層」	アスファルトコンクリート表層工A	配合設計マニュアル	アスファルトコンクリート表層工B	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「表層」タイプC	単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合最大粒径	骨材の粒度の種類	アスファルトコンクリート表層工A	改質アスファルト(寒冷地域Ⅰ・Ⅱ型用)	5.6%	13mm	配合設計マニュアル	アスファルトコンクリート表層工B	ストレートアスファルト80~100	6.3%	13mm	舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「表層C」	アスファルトコンクリート基層工	ストレートアスファルト80~100	5.8%	20mm	舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「基層」
単価表の項目	適用する内容																																																													
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=5cm)、(t=8cm)	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-1におけるタイプI																																																													
アスファルトコンクリート基層工 (t=4cm)、(t=6cm)	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「基層」																																																													
アスファルトコンクリート表層工A	配合設計マニュアル																																																													
アスファルトコンクリート表層工B	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「表層」タイプC																																																													
単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合最大粒径	骨材の粒度の種類																																																										
アスファルトコンクリート表層工A	ストレートアスファルト80~100	6.3%	13mm	舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「表層C」																																																										
アスファルトコンクリート表層工B	改質アスファルト(寒冷地域Ⅰ・Ⅱ型用)	5.6%	13mm	配合設計マニュアル																																																										
アスファルトコンクリート基層工	ストレートアスファルト80~100	5.8%	20mm	舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「基層」																																																										
単価表の項目	適用する内容																																																													
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=5cm)、(t=8cm)	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-1におけるタイプI																																																													
アスファルトコンクリート基層工 (t=4cm)、(t=6cm)	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「基層」																																																													
アスファルトコンクリート表層工A	配合設計マニュアル																																																													
アスファルトコンクリート表層工B	舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係」1-1(2)表2-6-3「表層」タイプC																																																													
単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合最大粒径	骨材の粒度の種類																																																										
アスファルトコンクリート表層工A	改質アスファルト(寒冷地域Ⅰ・Ⅱ型用)	5.6%	13mm	配合設計マニュアル																																																										
アスファルトコンクリート表層工B	ストレートアスファルト80~100	6.3%	13mm	舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「表層C」																																																										
アスファルトコンクリート基層工	ストレートアスファルト80~100	5.8%	20mm	舗装施工管理要領Ⅱ1-1表2-6-3「基層」																																																										
	31	31																																																												

正 誤 表

工事名) 道央自動車道 旭川管内舗装補修工事

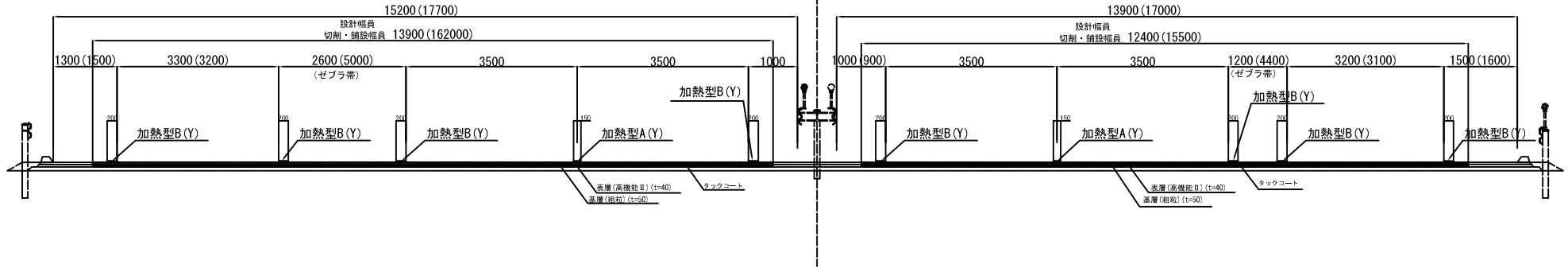
対 象	誤	正
設計図 図面番号 (30/101)	平均切削深 t = 36mm	平均切削深 t = 87mm (別紙)

切削オーバーレイEC1-1 (Y) (深川西IC)

下り

上り

(平均切削深 t=87mm)



道央自動車道 旭川管内舗装補修工事			
図面の種類	横断面 (7)		
縮尺	1:80	図面番号	30 / 101
設計会社	東日本高速道路株式会社 北海道支社 旭川管理事務所		